

長期優良住宅に係る技術的審査業務料金

□用語の定義

※一戸建ての住宅とは、「住宅以外の用途に供する部分を有しない新築のもの」をいう。

※共同住宅等とは、「共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅」をいう。

※認証型式住宅等とは「住宅型式性能認定、認証型式住宅部分」をいう。

■一戸建ての住宅（単独申請）

※税込金額

認定基準、10区分の内		規模・延べ面積	認証型式住宅等	認証型式住宅等以外
A	: 7区分まで			
B	: 8区分（全ての基準）			
A	長期的使用構造とするための措置に関する技術的審査 居住環境に関する基準を除く技術的審査	200㎡以内	¥28,000	¥45,000
		200㎡超又は3階建以上	¥38,000	¥60,000
B	全ての基準に関する技術的審査	200㎡以内	¥32,000	¥48,000
		200㎡超又は3階建以上	¥42,000	¥63,000

■一戸建ての住宅（建築確認申請を同時申請する場合）

※税込金額

認定基準、10区分の内		規模・延べ面積	認証型式住宅等	認証型式住宅等以外
A	: 7区分まで			
B	: 8区分（全ての基準）			
A	長期的使用構造とするための措置に関する技術的審査 居住環境に関する基準を除く技術的審査	200㎡以内	¥25,000	¥42,000
		200㎡超又は3階建以上	¥35,000	¥57,000
B	全ての基準に関する技術的審査	200㎡以内	¥28,000	¥45,000
		200㎡超又は3階建以上	¥38,000	¥60,000

■一戸建ての住宅（設計住宅性能評価を同時申請する場合）

※税込金額

認定基準、10区分の内		規模・延べ面積	認証型式住宅等	認証型式住宅等以外
A	: 7区分まで			
B	: 8区分（全ての基準）			
A	長期的使用構造とするための措置に関する技術的審査 居住環境に関する基準を除く技術的審査	200㎡以内	¥10,000	¥10,000
		200㎡超又は3階建以上	¥10,000	¥10,000
B	全ての基準に関する技術的審査	200㎡以内	¥12,000	¥12,000
		200㎡超又は3階建以上	¥12,000	¥12,000

■共同住宅等（単独申請）

※税込金額

認定基準、10区分の内		規模・延べ面積	認証型式住宅等	認証型式住宅等以外
A	: 9区分まで			
B	: 10区分（全ての基準）			
A	長期的使用構造とするための措置に関する技術的審査 居住環境に関する基準を除く技術的審査	1000㎡以内	¥75,000	¥120,000
		1000㎡超え2000㎡以内	¥80,000	¥130,000
B	全ての基準に関する技術的審査	1000㎡以内	¥95,000	¥140,000
		1000㎡超え2000㎡以内	¥100,000	¥155,000
基本料金+（戸数×一戸単価）			¥2,000	¥3,000

■共同住宅等（建築確認申請を同時申請する場合）

※税込金額

認定基準、10区分の内		規模・延べ面積	認証型式住宅等	認証型式住宅等以外
A	: 9区分まで			
B	: 10区分（全ての基準）			
A	長期的使用構造とするための措置に関する技術的審査 居住環境に関する基準を除く技術的審査	1000㎡以内	¥60,000	¥105,000
		1000㎡超え2000㎡以内	¥65,000	¥115,000
B	全ての基準に関する技術的審査	1000㎡以内	¥80,000	¥125,000
		1000㎡超え2000㎡以内	¥85,000	¥140,000
基本料金+（戸数×一戸単価）			¥1,000	¥3,000

■共同住宅等（設計住宅性能評価を同時申請する場合）

※税込金額

認定基準、10区分の内		規模・延べ面積	認証型式住宅等	認証型式住宅等以外
A	B			
A	: 9区分まで	1000㎡以内	¥15,000	¥20,000
B	: 10区分（全ての基準）			
A	長期的使用構造とするための措置に関する技術的審査 居住環境に関する基準を除く技術的審査	1000㎡以内	¥15,000	¥20,000
		1000㎡超え2000㎡以内	¥15,000	¥20,000
B	全ての基準に関する技術的審査	1000㎡以内	¥20,000	¥25,000
		1000㎡超え2000㎡以内	¥20,000	¥25,000
基本料金+（戸数×一戸単価）			¥1,000	¥1,000

□注意

※技術的審査の項目は関係所管行政庁の審査項目により変わりますのでお問合せください。

※ガイアにおいて審査中の計画を取り下げし、改めて申請する場合の審査料金は変更後の申請料金の1/2とします。

※一戸建ての住宅の複数の申請において工法、仕様が同等な場合及び共同住宅等で住戸又は住棟の工法、仕様が同一の評価申請の場合はご相談下さい。

※変更技術審査料は変更後の申請料金の1/2とします。

※建築確認申請及び性能評価の審査手数料は別途必要となります。

※長期的使用構造とするための計算が許容応力度計算以外の場合は追加料が必要です。

■許容応力度以外の構造計算追加手数料

※税込金額

規模・延べ面積	追加料金
1000㎡以内	¥30,000
1000㎡超え2000㎡以内	¥40,000

■その他手続き（共通）

適合証の再交付	¥10,000
記載事項変更届 ※1	¥15,000
取り下げ届（受付契約した料金の返金は出来ません）	¥0

※1 申請図書の記載内容に関する変更が生じたが「審査結果を記載した部分の変更」とならない場合

■区分

I：長期的使用構造とするための措置に関する技術的審査

（劣化対策・耐震性・維持管理更新・省エネルギー対策）の4区分

II：居住環境に関する基準を除く技術的審査

（上記4区分+住戸の規模（面積）・維持保全の方法・資金計画）の7区分

III：一戸建ての住宅全ての基準に関する基準的審査

（上記7区分+居住環境の維持及び向上への配慮）の8区分

IV：共同住宅等全ての基準に関する基準的審査

（上記8区分+可変性・高齢者等対策）の10区分